

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付が始まっています

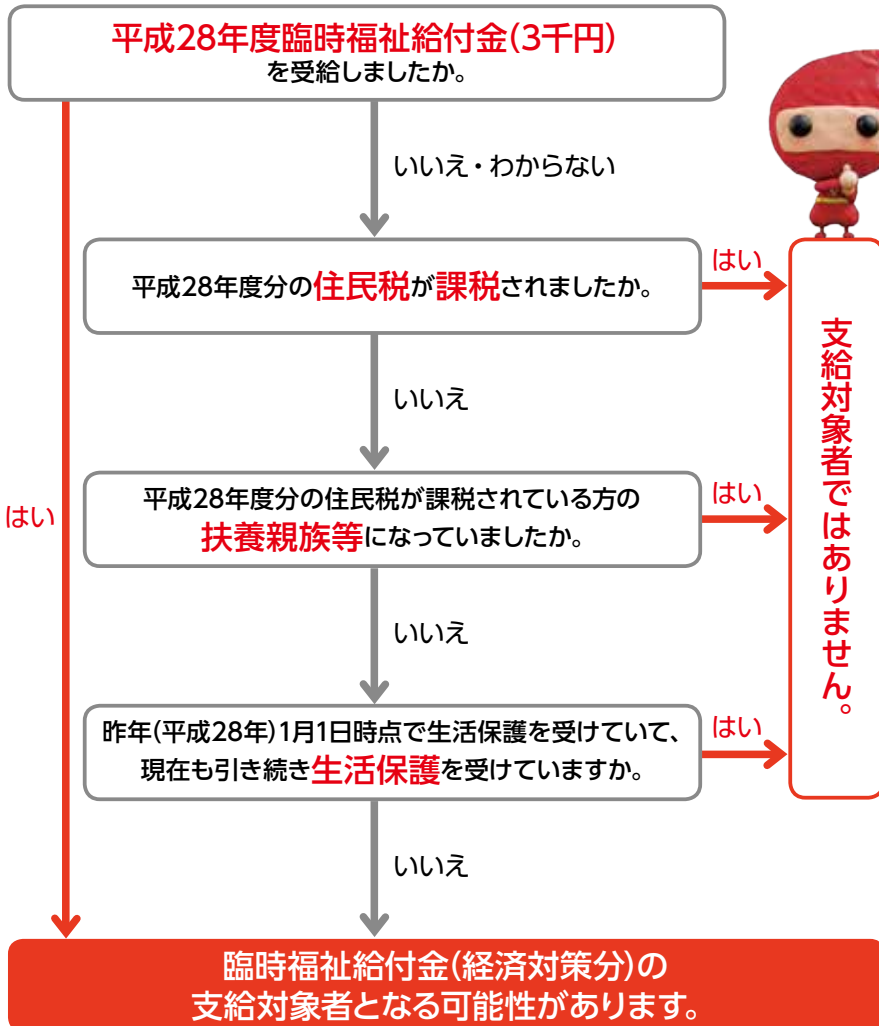
所得の低い方を対象に「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

支給対象者

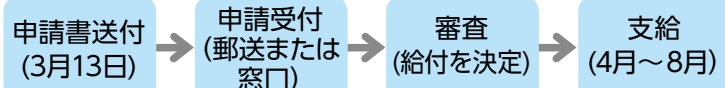
平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者

支給対象者診断チャート

スタート



給付までの流れ



申請方法

受給の可能性のある世帯に対し、申請書を3月13日に発送しました。必要事項を記入の上、必要書類を添えて、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵送

〒900-0015 那覇市久茂地1丁目3番1号 久茂地セントラルビル2階
那覇市福祉部 福祉政策課 臨時福祉給付金担当 宛

※同封の返信用封筒(送料無料)をご利用ください。

(2) 窓口

本庁1階 臨時福祉給付金(経済対策分)特設窓口(りゅうぎん横)
8時半～17時15分(土日・祝日を除く)

※三支所では受付できません。

※本庁地下駐車場は有料です。

※平成28年度臨時福祉給付金の窓口会場と異なりますのでご注意ください。

支給額 対象者1人につき15,000円(1回限りです)

申請受付期間 3月13日(月)～7月31日(月) ※当日消印有効

※ご自宅への申請書の送付は支給を保証するものではありません。

申請書の提出後、審査を行って支給の可否を判定します。

※申請期間などは、各市区町村により異なります。那覇市以外が申請先となる方(平成28年1月1日時点で他の市区町村に住民票があった方)は、お早めにお電話やインターネットなどで該当市区町村へご確認ください。(早い時期に終了する市区町村もあります)

※申請から給付まで2～3か月かかります。お早目に申請してください。

※申請のためにマイナンバーを尋ねることはありません。

申請書を
確認じゅ!

申請方法に関するお問い合わせ

那覇市臨時福祉給付金コールセンター

☎993-1067(8時半～17時半 土日・祝日を除く)

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 臨時福祉給付金に関する専用ダイヤル

☎0570-037-192(9時～18時)



“振り込み詐欺”にご注意ください。

給付金の支給のために、市からATM現金自動預入機の操作や手数料の振込を依頼することはありません。

お知らせ

銘苅証明発行センター閉鎖について

戸籍・住民票・税に関する証明書の交付サービスを行ってきた銘苅証明発行センターは、3月31日をもって閉鎖しました。今後は、コンビニ交付サービスや市役所本庁(ハイサイ市民課・市民税課、真和志・首里・小緑支所窓口)をご利用ください。※コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードの申請・取得が必要です。

☎ハイサイ市民課 ☎862・3274

平成29年度「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

日 4月3日(月)～5月2日(火)
平日9時～17時(12時～13時を除く)

☎資産税課(本庁3階41番窓口)

☎市内に土地または家屋を所有する納税者、またはその代理人

《縦覧の際に持参するもの》

◆納税者本人 本人確認ができる書類(運転免許証など)および納税通知書。法人等の代表者は、併せて代表者印持参。

◆代理人(納税者以外) 納税者本人直筆の委任状、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証など)および納税通知書。法人等の代表者の代理人は、併せて代表者印持参。

☎資産税課 ☎862・5320

情報パック

Information

日時・期間	内容	費用
期 間	対 象	申 お申し込み
場 会 場・場 所	定 員	問 お問い合わせ

講座・催し物などで特に記載のないものは誰でも参加可(申し込み不要)です。

スマホなどで見られる広報紙

マチイロ

iphone, ipadの場合

Androidの場合

那覇市公式 Facebook

LINE@

第9回那覇市議会報告会

議会の活動を市民のみなさんに報告し、そのあと意見交換を行います。参加申し込みは不要です。直接各会場へお越しください。

日 5月16日(火) 19時～20時半/本庁地区、小緑地区、真和志地区、首里地区

※手話通訳をご希望の方は、**4月28日(金)**までにお問い合わせください。

☎議会事務局 ☎862・8153

適正処理困難物処理券について

平成28年4月から、適正処理困難物のうちスプリング入りのマットレス、ソファの収集・処理を開始しています。次のとおり3種類の「適正処理困難物処理券」を発行しています。

●スプリング入りマットレス

1枚2400円

●スプリング入りソファ2人掛け以上

1枚1800円

●スプリング入りソファ1人掛け

1枚1200円



収集のお申し込みは、処理券のご購入前に、**クリーン推進課**までお電話ください。

処理券については、廃棄物対策課までお問い合わせください。

☎クリーン推進課 ☎889・3567

☎廃棄物対策課 ☎951・3231

雨水・井戸水を有効利用するための施設補助

水資源の有効利用を推進するため、市内の住宅や事業所等に雨水を貯めるタンク、井戸水利用のためにポンプを設置(修繕含む)する方を対象に、設置費の2分の1を補助します。(上限は4万円)。詳しくは、**設置する前**にお問い合わせください。

※予算に達し次第締め切り

☎雨水貯留・浸透施設、井戸水利用施設

☎環境保全課 ☎951・3229